令和6年3月号
第271号

# 向田会計／YMS情報局

群馬県桐生市末広町6-10 MSﾋﾞﾙ2F
Tel 0277(45)2160　Fax 0277(45)2161
https://www.mukaida-kaikei.co.jp

## 令和6年度税制改正
### （中小企業関連）

令和6年度の税制改正では、賃上げ上昇が物価高に追いついていないため、持続的な賃上げが行われることを目指しているのがわかる内容です。中小企業に関連するものをご紹介します。

**Point 1　賃上げ促進税制（拡充・延長）**

・適用期限を3年間延長
　R6年4月1日からR9年3月31日までに開始する各事業年度
・5年間の繰越が可能
　⇨赤字等でも翌年以降に控除を受けられる
・最大控除率アップ（40%→45%）
・女性子育て支援（くるみん・えるぼし）認定で控除率アップ
・教育訓練費の上乗せ措置に金額要件が追加
　全雇用者給与等支給額の0.05%以上

改正前

| 賃上げ要件 | 控除率 | 教育訓練 +10% | 合計 最大40% |
|---|---|---|---|
| +1.5% | 15% | +10% | 25% |
| +2.5% | 30% | | 40% |

改正後

| 全雇用者給与総額 | 基本控除率 | 教育訓練費 +10%⇒+5% 【要件緩和】 | 女性活躍 子育て支援* 【新設】 | 合計控除率 最大45% |
|---|---|---|---|---|
| +1.5% | 15% | +10% | +5% | 30% |
| +2.5% | 30% | | | 45% |

★女性活躍子育て支援は、くるみんorえるぼし二段階目以上

**Point 2　交際費等に関する改正**

・交際費等から除外される1人あたりの飲食費の基準が現行の**5千円以下**から**1万円以下**に引き上げ
・交際費等が年間800万円まで損金算入可能となる特例が令和9年3月31日までに開始する事業年度まで延長
・令和6年4月1日以後の支出から適用

**Point 3　住宅取得等資金贈与について**

・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限を3年延長
・新築の省エネ住宅の要件が変更
　⇨非課税限度額は下表のとおり
・令和6年1月1日から令和8年12月31日まで

| 質の高い住宅 | 一般住宅 |
|---|---|
| 1,000万円 | 500万円 |

※質の高い住宅の要件を断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上に見直し
（改正前：断熱等級4以上または一次エネルギー消費量等級4以上）

## 桐生相続相談室

申告期限は10ヶ月です

相続について、お気軽にご相談ください。
一日3組の予約制です。

無料相談会

3/9(土)・20(祝)・28(木)
9時～12時　13時～17時

☎ 0120-714-960

税理士法人向田会計
桐生市末広町6-10

**Point 4　住宅ローン控除の拡充**

・子育て世代の借入限度額を500万円～1,000万円上乗せ
　⇨特例対象者とは、18歳以下の扶養親族を有する者
　　または 本人か配偶者のいずれかが39歳以下の者
・新築住宅の床面積要件について、50㎡から40㎡に緩和
　ただし、合計所得金額が1,000万円以下の者
　⇨令和6年12月31日までに建築確認を受けたもの
・控除しきれない額は、現行同様に個人住民税から控除
・令和6年1月1日から令和6年12月31日までに入居

現行（令和6年・7年入居）

| 新築・買取再販住宅 | 認定住宅（認定長期優良・認定低炭素） | ZEH水準省エネ住宅 | 省エネ基準適合住宅 |
|---|---|---|---|
| 借入限度額 | 4,500万円 | 3,500万円 | 3,000万円 |

改正案：令和6年入居の場合

| 新築・買取再販住宅 | | 認定住宅（認定長期優良・認定低炭素） | ZEH水準省エネ住宅 | 省エネ基準適合住宅 |
|---|---|---|---|---|
| 借入限度額 | 子育て世帯等 | 5,000万円 | 4,500万円 | 4,000万円 |
| | それ以外 | 4,500万円 | 3,500万円 | 3,000万円 |

**Point 5　所得税・住民税の定額減税**

・減税額は、1人当たり4万円
　⇨所得税3万円、住民税1万円
・給与2,000万円超は対象外
・対象は納税者（給与所得者本人や個人事業主等）と配偶者を含めた扶養親族
・給与所得者は令和6年6月分の給与所得税から、個人事業主は令和6年分の予定納税から、または確定申告で
・所得税や住民税から引ききることができないと思われる世帯へは、各市町村から順次下表のとおり実施される予定

定額減税特設サイト

| | |
|---|---|
| 住民税非課税世帯の世帯主（※2） | ・**1世帯あたり世帯主に7万円**（※3）を給付。<br>・世帯に18歳以下の児童がいる場合は、1人あたり5万円を加算。 |
| 住民税均等割のみ課税される世帯の世帯主（※2） | ・**1世帯あたり世帯主に10万円**を給付。<br>・世帯に18歳以下の児童がいる場合は、1人あたり5万円を加算。 |
| 減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれる納税者等 | ・**定額減税しきれないと見込まれるおおむねの額を給付。** |

※税制改正に関し、詳しくは担当までご確認ください。

## ～顧問先のご紹介～　株式会社　矢野園　様

～今が旬の鯛を使った特別なお料理を、特別な空間でお楽しみください～

お品書き
・きせつの前菜盛り合わせ
・鯛の薄造り
・鯛のソテーあおさクリームソース
・鯛　小鍋
・茶碗蒸し
・鯛飯　味噌汁

春らしさ満開のお料理をご堪能いただけます
2～3日前までにのご予約をお願い致します。
近江屋喜兵衛
☎ 0277－44－0038

春の限定
### 鯛づくし春会席
2024年3月19日（火）20日(水）21日（木）3日間限定

今が旬の鯛を存分にご堪能下さい！
鯛づくし春会席は、三日間限定のお料理です。
お早めにご予約ください。

【日時】2024年3月19日(火)　20日(祝)　21日(木)
　　夜の部18時～
【料金】8,800円（税込）
【場所】近江屋喜兵衛
【ご予約　お問合せ】0277-44-0038